

# 大阪医科薬科大学 総合医学研究センター病態モデル先端研究部門管理運営細則

(昭和63年10月19日施行)

(趣 旨)

**第1条** この細則は、大阪医科薬科大学総合医学研究センター規程第3条第2項に基づき、大阪医科薬科大学総合医学研究センター病態モデル先端研究部門（以下、「病態モデル部門」という。）の管理運営等について定める。

(施 設)

**第2条** 動物実験等を行う共同利用施設の呼称を「病態モデル先端研究施設（以下、「施設」という。）」とする。

(定 義)

**第3条** この細則に定める次の用語は、以下のとおりとする。

- (1) 利用希望者 施設の利用を希望する者
- (2) 利用者 施設の利用を許可された者
- (3) 兼担職員 病態モデル部門以外の部署等に籍を置く職員が病態モデル部門の業務を一部担当する職員

(施設の利用)

**第4条** 病態モデル部門長は、利用希望者の申込みに基づき、施設の利用を許可する。

- 2 利用者は、別に定める「大阪医科薬科大学病態モデル先端研究施設利用細則（以下、「利用細則」という。）」を遵守しなければならない。
- 3 利用細則に違反した者に対しては、一定期間施設への立入りを禁止し、必要に応じて違反した者が所属する教室にもその責任を問う。

(組 織)

**第5条** 病態モデル部門に次の職員を置く。

- (1) 病態モデル部門長（以下、「部門長」という。）
  - (2) 病態モデル部門副部門長（以下、「副部門長」という。）
  - (3) その他、必要な職員
- 2 部門長は、総合医学研究センター長の監督の下に病態モデル部門の業務を掌握する。
  - 3 副部門長は、部門長を補佐し、病態モデル部門の業務を監督する。
  - 4 職員は、部門長及び副部門長の命を受け、病態モデル部門の業務に従事する。
  - 5 病態モデル部門は、その円滑な運営を図るため、若干名の兼担職員を置くことができる。兼担職員は、部門長を補佐し、病態モデル部門の業務を分掌する。

(部門長の任期)

**第6条** 部門長は医学部の教授をもって充て、その選考は医学部教授会において行う。

2 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 欠員が生じた場合、前項の選出方法により後任を選出する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(兼担職員)

**第7条** 兼担職員は、部門長の具申に基づき、医学部教授会において教員の中から選任する。

2 兼担期間は2年とし、再任を妨げない。

3 欠員が生じた場合、前条の選出方法により後任を選出する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

**第8条** 病態モデル部門及び施設の管理・運営に関する事項を審議するため、病態モデル部門運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(利用者会)

**第9条** 施設の利用上の諸問題を討議し、利用者相互の益を図るため、運営委員会の下部組織として利用者により構成される利用者会を置く。

2 利用者会に関する細則は、別に定める。

(その他)

**第10条** この細則に定めるもののほか、病態モデル部門に関して必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

**第11条** この細則の改廃は、部門長の発議により医学部教授会の議を経て、学長が行う。

**附 則**

この規程は、昭和63年10月19日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成27年11月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成29年5月8日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

**附 則**

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和3年11月17日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

**附 則**

この改正は、令和8年4月1日から施行する。